

第 78 号 議 案

令和 5 年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 5 年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度長崎県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(4) 主な建設改良事業			
処理場建設改良	447,124千円	△116千円	447,008千円

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 事業費用	953,485千円	△2,842千円	950,643千円
第 1 項 営業費用	926,034千円	△ 2,842千円	923,192千円

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額132,718千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 12,380千円、過年度分損益勘定留保資金37,217千円及び当年度分損益勘定留保資金76,271千円、繰越利益剰余金6,850千円」を「不足する額132,602千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額12,380千円、過年度分損益勘定留保資金37,217千円及び当年度分損益勘定留保資金76,271千円、繰越利益剰余金6,734千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 資本的支出	579,818千円	△116千円	579,702千円
第 1 項 建設改良費	447,124千円	△116千円	447,008千円

第 5 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為の期間及び限度額を次のように定める。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
大村湾南部流域下水道維持管理業務等	令和 6 年度	千円 130,000	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	千円 327,000

第 6 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	33,951千円	△2,958千円	30,993千円

令和 5 年 11 月 27 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾